

三重県地域産業振興条例における追加検討事項

【追加検討事項】

1. 「情報通信技術の活用」について
2. 「流通」について
3. 「教育機関」について
4. 「検討条項」について

1. 「情報通信技術の活用」について

(1) 検討事項

IT化が進んだ今日において、産業力強化のためには、情報通信技術を活用すべきものといえ、「情報通信技術の活用」を規定できないか。

【少数会派から提案された検討事項】

(2) 参考

◎簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成十八年法律第四十七号）

第四十九条 国の事務及び事業については、情報通信技術の活用及びそのために必要な制度の見直しを推進して、簡素化及び効率化を図るものとする。この場合において、人事管理、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）による短期給付及び物品の調達に関する事務その他の各行政機関に共通する事務については、当該事務に係る情報システムの統一を進めるとともに、民間への委託による減量を行うものとする。

◎みえの観光振興に関する条例（平成二十三年三重県条例第三十四号）

（本県及び県内の観光地の情報提供の充実強化）

第九条 県は、本県及び県内の観光地の情報提供の充実強化を図るため、印刷物、情報通信技術その他の媒体を活用し、観光宣伝活動の促進等に必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

◎北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例（平成19年条例第68号）

（企業立地及び道内の中小企業の取引参入の一体的促進）

第6条 （略）

2 道は、道内の中小企業が企業立地をした事業者との取引に参入することを促進するため、道内の中小企業の研究開発能力及び価格競争力の強化、生産工程の効率化並びに情報技術の利活用による生産性の向上の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(3) 検討事項を反映した改正例

（基本方針）

第五条 県は、次に掲げる産業の振興に係る基本方針に基づき、地域における産業の振興に関する施策を実施するものとする。

一 （略）

二 情報通信技術の活用、産業の高付加価値化、経営の革新及び新たな産業の創出を促進すること。

三～八 （略）

2・3 （略）

2. 「流通」について

(1) 検討事項

産業の振興において流通の必要性がいわれており、「流通」について規定できないか。

【少数会派から提案された検討事項】

(2) 参考

◎バイオマス活用推進基本法（平成二十一年法律第五十二号）

（バイオマス又はバイオマス製品等を供給する事業の創出等）

第二十三条 国は、バイオマス又はバイオマス製品等（バイオマスを製品の原材料として利用した製品又はエネルギー源として利用したエネルギーをいう。以下同じ。）を供給する事業及びその関連事業の創出及び健全な発展並びに国際競争力の強化を図るため、その事業基盤の強化、バイオマス及びバイオマス製品等の生産及び流通の合理化その他の必要な施策を講ずるものとする。

◎食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）

（農業資材の生産及び流通の合理化）

第三十三条 国は、農業経営における農業資材費の低減に資するため、農業資材の生産及び流通の合理化の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

(3) 検討事項を反映した改正例

（基本方針）

第五条 県は、次に掲げる産業の振興に係る基本方針に基づき、地域における産業の振興に関する施策を実施するものとする。

一～五 （略）

六 安全で安心な農林水産物及び製品等の生産及び流通を促進すること。

七・八 （略）

2・3 （略）

3. 「教育機関」について

(1) 検討事項

教育機関との連携は、人材育成や若者が地域の将来に希望を抱くことのできる活力ある地域社会の実現のために重要なものといえ、「教育機関との連携」を規定できないか。

【県内調査時に提案された検討事項】

(2) 参考（人材育成について）

◎三重県地域産業振興条例

（基本方針）

第五条 県は、次に掲げる産業の振興に係る基本方針に基づき、地域における産業の振興に関する施策を実施するものとする。

一～三 （略）

四 産業を担うべき人材の育成及び働く場の確保を図ること。

五 研究開発の推進及びその成果の普及並びに研究開発に係る人材の育成を図ること。

六～八 （略）

2・3 （略）

(3) 検討事項を反映した改正例

（県の責務）

第二条 （略）

2 県は、地域における産業の振興に関する施策を実施するに当たっては、国、他の地方公共団体、産業に携わる者、教育機関、研究機関、地域住民等との相互の緊密な連携協力に努めなければならない。

4. 「検討条項」について

(1) 検討事項

附則に「施行後5年を目途として・・・検討」とあるが、経済情勢の変化が激しい今日において、5年のサイクルが妥当か。

【県内調査時に提案された検討事項】

(2) 参考

ア. 本条例の検討サイクルについて

本条例の附則は、「施行後5年を目途として・・・検討」と規定しており、5年のサイクルで検討を行うものではない。

イ. 法律における検討条項、見直し条項の規定の仕方について

a. 時期を明示した規定の仕方

「施行後〇年を目途として・・・・・・検討、見直し」

「施行後〇年以内に・・・・・・検討、見直し」

「施行後〇年を経過した場合・・・・・・検討、見直し」

b. 時期を明示しない規定の仕方

◎アルコール事業法（平成十二年法律第三十六号）

（検討）※附則

第七条 政府は、アルコールに関する内外の経済的社会的環境の変化に応じ、この法律の規定に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

◎エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）

（検討）※附則

2 政府は、内外のエネルギー事情その他の経済的社会的環境の変化に応じ、この法律の規定に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

c. その他の規定の仕方

◎民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律百十七号）

（検討）※附則

第二条 政府は、少なくとも三年ごとに、この法律に基づく特定事業の実施状況（民間事業者の技術の活用及び創意工夫の十分な発揮を妨げるような規制の撤廃又は緩和の状況を含む。）について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

ウ. 当県議員提出条例の規定の仕方

a 及び b の規定の仕方あり。

(3) 検討事項を反映した改正例

附 則

1 (略)

2 この条例の規定については、~~この条例の施行後五年を目途として、~~経済的社会的環境の変化及びこの条例の施行の状況を勘案して必要があると認められるときは、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

議員提出条例における検討条項一覧

◎子どもを虐待から守る条例（平成十六年三重県条例第三十九号）

附 則

- 1 （略）
- 2 この条例の施行後三年を経過した場合において、この条例の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

◎三重県地域産業振興条例（平成十七年三重県条例第八十二号）

附 則

- 1 （略）
- 2 この条例の規定については、この条例の施行後五年を目途として、この条例の施行の状況を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

◎三重の森林づくり条例（平成十七年三重県条例第八十三号）

附 則

- 1～2 （略）
- 3 この条例の施行後五年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討が加えられ、必要があると認められるときは、所要の措置が講ぜられるものとする。

◎三重県議会基本条例（平成十八年三重県条例第八十三号）

（検討）

第二十八条 議会は、この条例の施行後、常に県民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

◎三重県議会議員の政治倫理に関する条例（平成十八年三重県条例第八十四号）

附 則

- 1 （略）
- 2 議会は、この条例の施行後、常に県民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

◎三重県地域づくり推進条例（平成二十年三重県条例第三十二号）

附 則

- 1 （略）
- 2 この条例の規定については、この条例の施行の状況を勘案し、必要があると認められるときは検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

◎三重県食の安全・安心の確保に関する条例（平成二十年三重県条例第三十三号）

附 則

- 1～3 （略）
（見直し）
- 4 この条例の規定については、食の安全・安心の確保に関する国の施策等の状況及びこの条例の施行の状況を勘案し、必要があると認められるときは検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

改正案	現行
<p>(基本理念)</p> <p>第一条 地域における産業の振興は、環境と調和のとれた産業の持続的かつ多様な発展により快適で魅力ある地域社会が実現されることを基本とし、産業に携わる者及び産業の担い手となる者の能力が十分に発揮され、自らの創意工夫、<u>地域の特性を生かした活動及び地域間の連携</u>が助長されることにより、地域における各々の産業の基盤の強化が図られることを旨として、行われなければならない。</p> <p>(県の責務)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 県は、地域における産業の振興に関する施策を実施するに当たっては、国、他の地方公共団体、産業に携わる者、<u>教育機関</u>、研究機関、地域住民等との相互の緊密な連携協力に努めなければならない。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第五条 県は、次に掲げる産業の振興に係る基本方針に基づき、地域における産業の振興に関する施策を実施するものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>情報通信技術の活用</u>、産業の高付加価値化、経営の革新及び新たな産業の創出を促進すること。</p> <p>三～五 (略)</p> <p>六 安全で安心な農林水産物及び製品等の生産及び<u>流通</u>を促進すること。</p> <p>七・八 (略)</p> <p>九 <u>国際的視点に立った産業活動を促進すること。</u></p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(基本理念)</p> <p>第一条 地域における産業の振興は、環境と調和のとれた産業の持続的かつ多様な発展により快適で魅力ある地域社会が実現されることを基本とし、産業に携わる者及び産業の担い手となる者の能力が十分に発揮され、自らの創意工夫<u>及び地域の特性を生かした活動</u>が助長されることにより、地域における各々の産業の基盤の強化が図られることを旨として、行われなければならない。</p> <p>(県の責務)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 県は、地域における産業の振興に関する施策を実施するに当たっては、国、他の地方公共団体、産業に携わる者、研究機関、地域住民等との相互の緊密な連携協力に努めなければならない。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第五条 県は、次に掲げる産業の振興に係る基本方針に基づき、地域における産業の振興に関する施策を実施するものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 産業の高付加価値化、経営の革新及び新たな産業の創出を促進すること。</p> <p>三～五 (略)</p> <p>六 安全で安心な農林水産物及び製品等の生産を促進すること。</p> <p>七・八 (略)</p> <p>【新設】</p> <p>2・3 (略)</p>

<p>(地域の特性に応じた産業の振興)</p> <p>第六条 県は、前条の基本方針を勘案し、県内の各地域の特性に応じた産業の振興を、地域別に、効果的かつ計画的に推進するよう努めなければならない。この場合において、県は、地域の住民、市町、産業に携わる者等との協働及び<u>これらの者の意見の施策への反映に努めるものとする。</u></p> <p>附則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この条例の規定については、<u>経済的社会的環境の変化及びこの条例の施行の状況を勘案して必要があると認められるときは、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。</u></p>	<p>(地域の特性に応じた産業の振興)</p> <p>第六条 県は、前条の基本方針を勘案し、県内の各地域の特性に応じた産業の振興を、地域別に、効果的かつ計画的に推進するよう努めなければならない。この場合において、県は、地域の住民、市町、産業に携わる者等との協働に努めるものとする。</p> <p>附則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この条例の規定については、<u>この条例の施行後五年を目途として、この条例の施行の状況を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。</u></p>
--	---